

# 小 布 施 町 景 観 計 画

平成 18 年 3 月

長 野 県 小 布 施 町

# 目 次

はじめに .....	1
第1章 小布施町の特性と歴史 .....	2
第2章 小布施町の景観特性 .....	2
第3章 良好な景観づくりの理念等 .....	4
1. 理念	
2. 町、町民、事業者の責務	
第4章 良好な景観づくりに関する計画 .....	5
1. 景観計画の区域及び景観形成重点地区等 .....	5
(1) 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）	
(2) 景観形成重点地区の指定の方針	
(3) 景観形成重点地区	
2. 良好な景観づくりの方針（法第8条第2項第2号関係） .....	6
(1) 基本的な方針	
(2) 景観類型ごとの方針	
(3) 公共施設の整備方針	
3. 良好な景観づくりのための行為の制限等 .....	9
(1) 条例で定める届出行為（法第16条第1項第4号関係）	
(2) 景観形成基準（法第8条第2項第3号関係）	
(3) 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）	
(4) 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）	
(5) 屋外広告物の表示等の制限に関する事項（法第8条第2項第5号イ関係）	
(6) 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第5号ロ関係）	
4. その他の事項 .....	12
(1) 景観優良建築物等の認定	
(2) 自主的な地域づくり、景観づくり団体の活動への支援措置	
(別 表) 環境デザイン協力基準 .....	13

## はじめに

小布施町の景観を大切にしまちづくりへの取り組みは、昭和 56 年に策定した第二次小布施町総合計画に「すぐれた自然景観と文化景観がほどよく調和した“小布施の格調”を維持し育てるとともに、今まで等閑視されてきたまちの景観についても、住民の協力を得ながらつくりあげていきます。」という基本目標が盛り込まれたことに始まります。

町組の中心部では、昭和 57 年から 61 年にかけて行われた行政と関係住民・事業者の協働による「町並み修景事業」や周辺住民・企業による格調ある住まいづくり、店舗づくりにより個性をもった新しい町並み景観が形成されてきました。昭和 62 年には、「小布施町地域住宅計画（ホープ計画）」を策定、その計画に、町独自の家づくり・町並みづくり指針「環境デザイン協力基準」を定め、また、平成 2 年には「うるおいのある美しいまちづくり条例」を制定し、町民や企業の理解と協力のもとに歴史や風土を大切にしまちづくり、町並みづくりが進められてきました。

そのような中、平成 16 年 6 月に景観法が制定され、全国規模で県や市町村それぞれが特性を生かした景観づくりが推進されようとしています。小布施町では、平成 18 年 2 月 1 日に景観行政団体となり、町独自で景観行政に取り組むこととしました。良好な景観は、そこに暮らす人びとに快適さや豊かさ、ゆとりを与えるばかりでなく、訪れる人びとを魅了し、引き付け、町に賑わいと活気を呼び起こす原動力にもなります。また、良好な景観づくりは、私たちの歩みとともに継続されていくもので完成はありません。小布施町における良好な景観づくりは、これから「第 2 ステージ」に移ります。平成 17 年 7 月には、地域の特性を生かした景観の研究に優れた実績を持つ東京理科大学に協力をいただき、協働により東京理科大学・小布施町まちづくり研究所を設立し、「第 2 ステージ」の実現に向けた活動を進めています。今後は、バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりと連動させ、更に質の高い生活環境づくり、景観づくりを進めていく必要があると考えます。

この景観計画は「小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例」に基づき、小布施町の良好な景観づくりに関する理念や町・町民・事業者の責務、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により景観計画として定めるべき景観計画の区域、良好な景観づくりの方針、届出を要する建築行為等とその行為に関する制限、町独自施策の自主的な地域づくり活動を行なう者等の認定及び支援等、景観施策の基本的事項を定めたもので、将来にわたり町・町民・事業者の創意を傾注し、小布施町の個性ある良好な景観づくりを進めるための指針となる計画です。

## 第1章 小布施町の地域特性と歴史

私たちのふるさと小布施町は、県都長野市の中心部から15km圏に位置し、周囲を松川・千曲川・篠井川の三つの川と雁田山に囲まれた総面積19.07km<sup>2</sup>の小さな町です。気候は内陸性で寒暖の差が激しく、最高気温は35度C、最低気温はマイナス15度Cまで下がります。年間降水量は1,000mmで、県下でも少ない地域に属します。

小布施町の歴史は、およそ1万年前の縄文草創期、町の東部にある雁田山麓の赤はげ地籍に始まったとされています。縄文中期末頃には集落が形成され、稲作が行なわれるなど確かな生活の跡として残され、今日まで連綿と受け継がれています。

江戸中期からは、綿花と菜種栽培も行なわれたため、綿糸から作られた綿布と菜種から採取された種油は商品化され、遠く江戸方面へも販売されました。江戸時代後期に入ると千曲川の舟運の発達とともに、谷街道（現：国道403号）や谷脇街道（現：県道村山小布施停車場線）を利用した陸運の要衝でもあったことから、北陸・関東方面と物産交易が盛んに行なわれ、現在の安市に面影を残す六斎市が立ち、北信濃有数の交易地として栄えました。この賑わいの中から生まれた豪農・豪商たちは葛飾北斎や小林一茶など多数の文人墨客を招き、文化の摂取に励み、今に続く文化の薫り高い雰囲気形成了されました。

明治から昭和初期にかけて蚕糸業が栄え、小布施は長野県でも有数の養蚕地帯として発展しました。世界恐慌と化学繊維の出現によって急速に生産量が減少し、戦後は、特有の気候条件を生かして、りんごやぶどう、ももなどの栽培が盛んに行われています。また、扇状地で酸性の礫質土壌は栗の栽培に適しており、その歴史は今から600年前の室町時代におよびます。小布施栗を使用した栗菓子、信州の代表銘菓として全国に名を馳せています。

樹園地の多くは、松川が形成した、北西方向に平均勾配3%のなだらかな傾斜をもった小布施扇状地上にある。町部から放射状の方向に延びる道路沿いに形成された路村型集落、扇端部に形成された塊村型集落を包むように広がり、緑豊かな農村風景を留めています。

小布施扇状地扇端と千曲川との間に形成された山王島から押羽北部に広がる地域、篠井川沿いの平坦地は古くから稲作が盛んで、国策による水田転作が進んだ現在でもおよそ130haにわたり稲作が営まれており、北信地方でも有数の田園風景が残されています。

## 第2章 小布施町における景観の特性

### 【雁田山と山麓周辺】

町の東縁に位置する標高800mの雁田山は小布施町唯一の山で、春はかすみ桜が満開になるころケヤキ、コナラ、クヌギ、カラマツなどが芽吹き、柔らかい緑の姿を、夏は、木の葉の一段と濃い緑を、秋はコナラなどの美しい紅葉を、冬は紅葉がすっかり落ちて、何ともいえない静けさを感じさせるアカマツとスギの取り残された緑だけです。このように四季折々の景色を提供してくれます。

山麓の岩松院から浄光寺を経てすべり山の上り口まで散策道やフィールドアスレチック、湧き水の流れる小川が整備されているほか、岩松院周辺には雁田地区の景観に配慮した「ふ

るさと創造館」や「町民ギャラリー」、「味の文化茶屋」が整備され、住民の文化活動や憩いの場として利用されています。また、すべり山から雁田山頂、千僧坊、大城を経て岩松院に至るハイキングコースの内側一帯 109ha は、昭和 57 年 3 月に県の「郷土環境保全地域」に指定されています。

### 【千曲川周辺】

町の西端を流れる千曲川は、広い河川敷をつくり、大河の様相を呈してゆるやかに流れています。平坦地を流れるこの川は、たびたび氾濫をおこし、沿岸の耕地や住居地まで流失、水没の被害をおこしてきた歴史がありますが、一方、江戸後期から明治初期にかけて千曲川通船で栄え、小布施の大切な交易の要衝でもありました。堤防からは遠く夕日に輝く北アルプスを、近くは雄大な北信五岳を望むことができ、春には河川公園で黄色い菜の花を、河川敷の樹園地ではピンク色の桃の花を、また、右岸堤防上ではおよそ 4km にわたり 600 本の八重桜を楽しむことができる住民の憩いの場でもあります。

### 【延徳田圃周辺】

小布施扇状地の扇端から延徳田圃一帯は水田地帯でした。近年、国策による水田転作により、一部は畑に変わりましたが、現在でも 130ha にのぼる水田耕作されており、田植えが終わると緑の絨毯を敷きつめたような田園風景となります。延徳田圃周辺は、小布施の原風景を残す、町民共有の大切な財産です。

### 【市街化調整区域…農村集落地区】

(福原・大島・飯田・林・山王島・北岡・押羽・羽場・六川・中子塚・矢島・清水・中条・松村・雁田地区等)

市街化区域を包むように市街化調整区域が広がり、福原・大島・六川・矢島など近世の新田集落は町組の中心部から放射状に延びる道路に沿って個々の住宅が配置された路村形態になっています。また、小布施扇状地の扇端に位置する集落はこのパターンが崩れ、塊村形態となっています。市街化調整区域は、ほぼ全域にわたり農業振興地域が設定されていることから開発が容易でないため、緑豊かな伝統的な景観が保全されてきています。

屋根の形式は、瓦屋根の切妻、また茅葺きの寄棟屋根が伝統的な形式ですが、入母屋屋根も若干見受けられます。壁の形式は道路に面する部分は大壁造りが多くありますが、その他の建物は多様です。

建物の階数は、基本的には 2 階建てで、周囲を果樹園などに囲まれ、緑豊かな農村景観を形成しています。

しかし、冷暖房の効率や採光面の制約などから、新築や建替えに際し、一般的に、在来工法による建築や伝統的な形態の建築を行なうことは少なくなってきました。

### 【市街化区域…町組商業地区・住宅地区】

(東町・上町・中町・伊勢町・中央・中扇・横町・栗ガ丘・水上・千両・松の実・松川・ク

リトピア等の地区)

国道403号沿線を中心に市街化が進む地区は、江戸初期の市場集落で街村の形態を残す町組地区と古くからの農村集落形態を残す地区、昭和40年代以降の宅地造成事業や土地区画整理事業による新興住宅地区、町営・県営住宅地区から形成されています。歴史ある町組地区では、昭和57年から61年にかけて行なわれた町並み修景事業や昭和62年に策定した「小布施町地域住宅計画（ホープ計画）」に定める「環境デザイン協力基準」に基づき、住民や事業者の創意による和風の住まいづくり、町並みづくりにより良好な景観が形成されつつあります。

古くからの農村集落形態を残す地区は、市街化調整区域内の集落と屋根、壁、階数、色彩の面で共通する形態となっていますが、市街化調整区域同様、冷暖房の効率や採光面の制約などから、新築や建替えに際し、在来工法による建築や伝統的な形態の建築を行なうことは少なくなってきました。

新興住宅地区では、町組や古くからの農村集落形態を残す地区と異なり共通の特性はみられず、全般的に在来工法による建築や伝統的な形態の建築を行なう事例は少なく様々な形態、色彩の住宅が建築されています。敷地規模などから考えて、伝統的な形態を踏襲することは難しい面もありますが、形態意匠、色彩、敷地内緑化等の面で配慮をしていただく必要があります。

### 第3章 良好な景観づくりの理念等

#### 1. 理念

小布施町の快適な生活環境や樹園地に囲まれた緑豊かな農村風景、昔ながらの建築物と新しい和風建築物が融合し、活気のある賑わい空間が形成されつつある町組の中心部など、今私たちが享受している美しい風景や心なごむ生活空間は、風土や歴史、文化の表われであり、ここに生活する人びとによって創造され、受け継がれてきた町民のかけがえのない共有の財産です。このかけがえのない財産を次代に残していくため、「外はみんなのもの、内は自分たちのもの」という良好な景観形成のための小布施哲学及び「環境デザイン協力基準」に基づき、更に質の高い生活空間整備を進めていくものとします。

理念の実現に向けて、良好な景観づくりの基本目標は、次のとおりとします。

- (1) 町民、事業者、町が良好な景観づくりのための役割を認識し、家庭・地域・職場・公共施設の環境美化に積極的に取り組み、清楚で快適な町を築きます。
- (2) 家庭・地域・職場・公共施設を花や木々で装い、そこに暮らす人びとや訪れる人びとが四季や和みを感じる町を築きます。
- (3) 歴史と文化が息づく農村部の家並みや樹園地等の緑を積極的に保全するとともに、地域資源を有効利用し、賑わいと交流を育む空間づくりを積極的に進めます。
- (4) 歴史ある田園風景、雁田山や千曲川等の自然風景を積極的に保全していきます。
- (5) 町組中心部における個性ある町並み修景を継続し、魅力・賑わい・活気のある新しい都市空間整備を進めます

## 2. 町、町民、事業者の責務

先人たちによって創造され、受け継がれてきた歴史的、文化的財産を次代に継承しつつ、更に質の高い生活環境づくり、景観に配慮した地域づくり、町づくりを進めていくため、町、町民、事業者それぞれが役割を分担し合い、誠実に次に掲げる責務を果たしていくものとします。

### (町の責務)

- (1) 町長は、良好な景観づくりを推進するため、町民及び事業者に対し、環境デザイン協力基準の周知を図るものとします。
- (2) 町長は、良好な景観づくりに関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとします。
- (3) 町長は、施策の策定及び実施に当っては、町民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めるものとします。
- (4) 町長は、公共施設等の整備を行なう場合は、良好な景観づくりに先導的な役割を果たすものとします。
- (5) 町長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、良好な景観づくりに関する協力を要請するものとします。

### (町民の責務)

- (1) 町民は、自らが良好な景観づくりの主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努めるものとします。
- (2) 町民は、環境デザイン協力基準を尊重し、良好な地域づくり、景観づくりの妨げになる行為を行なわないよう努めるものとします。
- (3) 町民は、町が実施する良好な景観づくり、まちづくりに関する施策に協力し、共にその推進に努めるものとします。

### (事業者の責務)

- (1) 事業者は、事業活動の実施に当っては、良好な景観づくり、地域づくりの妨げになる行為を行なわないよう努めるものとします。
- (2) 事業者のうち、建築物等の設計若しくは施工を業として行なう者又は土地、建築物等の販売若しくは賃貸を業として行なう者は、事業活動の実施に当っては環境デザイン協力基準を遵守するとともに専門的知識、経験等を活用し、積極的に良好な景観づくりに努めるものとします。
- (3) 事業者は、町が実施する良好な景観づくり、まちづくりに関する施策に協力し、共にその推進に努めるものとします。

## 第4章 小布施町の良好な景観づくりに関する計画

### 1. 景観計画の区域及び景観形成重点地区等

- (1) 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

小布施町における良好な景観の保全、形成に関する計画（以下「景観計画」という。）

の区域は、小布施町全域とします。

## (2) 景観形成重点地区の指定の方針

小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例第8条の規定に基づき、次に掲げる地区を景観形成重点地区として指定していきます。

ア 魅力・賑わい・活力のある都市景観の形成を目指す地区

イ 歴史と文化が息づく緑豊かな農業集落景観の保全を目指す地区

ウ 四季を感じられる豊かな自然景観の保全を目指す地区

エ 住民が、自らの地域を誇れるような生活環境、景観形成づくりを目指す地区

オ アからオに掲げる地区のほか、良好な景観の保全、創造を目指す地区

## (3) 景観形成重点地区

当面の景観形成重点地区は上記イに該当する地区で、少子高齢化、核家族化等に起因した人口減少により懸念される、地域の活力低下等を解消することを目的に「都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（長野県条例）」第5条の規定に基づき、「市街化調整区域内における開発許可の指定区域」として長野県知事の指定を受けた区域とします。なお、景観形成重点地区は、今後、関係地区の合意を得て順次その指定を拡大していきます。

## 2. 良好な景観づくりの方針（法第8条第2項第2号関係）

景観は、人びとや社会の価値観、制度、経済状況を反映し、時間の経過とともに絶えず変貌するものですが、少なくとも現に良好な景観の家並みや町並みが保全され、又は形成が進められている地区内において、その景観を阻害するようなデザイン、色彩の建築物が増加していくことは望ましいものではありません。また、景観は町の歴史や文化、自然の風景や建築物等のあらゆる要素が組み合って構成され、長期にわたって形成されてくるものであることから町、町民、事業者が一体となり、さらに学識経験者、小布施町東京理科大学まちづくり研究所とも協働し、景観行政を総合的に進めていくこととします。

### (1) 基本的な方針

ア 良好な景観づくりは、生活環境の向上等町民の生活に密接に関係してくることから、住民、事業者、町が相互協力のもとに、景観施策を推進していきます。

イ 良好な景観づくりのモデルとなる地域を景観形成重点地区として指定し、建築物の建築等に一定の規制の基準を設け、積極的に良好な景観を保全し、創造していきます。

ウ 小布施町の景観を特徴づける建造物を「景観重要建造物」として、周辺地域の景観を特徴づける樹木を「景観重要樹木」として指定していきます。

エ 公共の建築物、道路や公園等は、良好な景観形成の模範として、先導的な役割を果たしていく必要があることから、事業の実施に当たっては、周辺の景観特性を阻害することのないよう十分配慮するとともに、地域のシンボリックな景観形成上重要な公共施設を景観重要公共施設に位置付け、景観法に基づく景観重要公共施設の整備に関する

特例等を積極的に活用し、良好な景観形成に努めていきます。

オ 住民等による自主的な景観づくりを進めるため、各種規制措置等を含む景観に関する知識の普及や情報の提供に努めるとともに、自治会等の地域づくり協定の策定などに支援していきます。

カ 景観行政は土地利用、都市計画、公園・緑化、生活環境、福祉、農政、教育など多くの行政分野間の政策を調整し展開されることから、豊富な知識や経験をもつ専門家、学識経験者等の活用に努め、執行体制の充実を図っていきます。

キ 需要が多く、多様なデザインのハウスメーカー製住宅について、小布施の気候風土に適合し、かつ、景観計画に定める規制の基準又は環境デザイン協力基準にも適合する住宅を模索するため、「小布施景観モデル住宅」の誘致を進めます。また、冷暖房の効率化・採光・省エネルギー・耐震対策、景観に配慮された次世代型木造住宅の誘致も進めます。

## (2) 景観類型ごとの良好な景観づくりの方針

### ア 雁田山及び山麓周辺

(ア) 地形や植生、湧き水等の自然を保全し、町唯一の山及び山麓一帯を雁田地区と調和した景観形成を図っていきます。

(イ) 町組や農業集落、沿道、千曲川河畔、延徳田圃からの眺望に配慮し、美しいカイラインを確保していきます。

### イ 千曲川周辺

(ア) 河川敷の環境美化に努め、清らかな流れと心なごむ水辺環境を保全していきます。

(イ) 河川公園や桜堤の維持管理、水辺空間の整備に努め、美しい河川景観を保全していきます。

### ウ 延徳田圃周辺

(ア) 沿道への広告物設置の規制、沿道花壇の維持管理等に努め、快適でゆとりのある沿道景観を保全していきます。

(イ) 水田耕作面積の維持、遊休荒廃地の未然防止等の取り組みを継続し、白鷺の舞うのどかな田園風景を保全していきます。

### エ 景観形成重点地区（福原・大島・飯田・林・山王島・北岡・押羽・羽場・六川・中子塚・矢島・清水・中条・松村・雁田地区等の一部の地区）

景観形成重点地区として指定する地区が属する市街化調整区域は、ほぼ全域にわたり農業振興地域が設定されていることから開発が容易でないため、豊かな緑に囲まれた和風の心なごむ景観が保全されてきました。

しかし、住宅の新築や建替えに際し、一般的に、在来工法による建築や伝統的な形態の建築を行なう事例が少なくなってきたこと、また、市街化調整区域内の各地区においては、核家族化による人口減少や高齢化の進展により地区の活性化やコミュニティ活動の維持に支障をきたしている地区も見うけられます。

このようなことから、長野県知事から「都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（長野県条例）」第5条の規定に基づく「市街化調整区域内における開発許可の指定区域」の指定を受け、開発基準を緩和して住宅等の建築を認め、隆盛期の規模を目途に人口増加策を進めることとしますが、乱開発防止のため、これらの地区を、「景観形成重点地区」に指定し、建築物等の形態、色彩、高さ、敷地面積等に一定の規制の基準を設けて良好な生活環境、景観の保全・創造を図っていきます。

オ 景観形成重点地区以外の地区（主に東町・上町・中町・伊勢町・中央・中扇・横町・栗ガ丘・水上・千両・松の実・松川・クリトピア等の地区及び市街化調整区域内の景観形成重点地区以外の地区）

歴史ある町組の商業地区では、昭和56年から61年にかけて行なわれた町並み修景事業や「環境デザイン協力基準」に理解をいただいた地域住民や事業所の創意による和風を基調とした良好な景観が形成されつつありますが、新興住宅地を中心に一般的に在来工法による建築や伝統的な形態の建築を行なう事例は少なくなって様々な形態、色彩の住宅が建築されてきており、さらに近年、集合住宅（アパート）の建設が相次いでいます。

このため、景観形成重点地区以外の地区については、規制の基準は当面の間、長野県で定める「長野県景観育成計画」第2編第1章の3の（2）の「規制又は措置の基準」のアの別表2中、3「都市地域の基準」を準用するほか、別表に掲げる町独自の「環境デザイン協力基準」をもって、緩やかな誘導により良好な景観の保全・創造を図っていくこととします。

なお、住民等の合意を得られた地区を逐次「景観形成重点地区」に指定し、建築物等の形態、色彩、高さ、敷地面積等に一定の規制を設けて良好な景観づくりのための誘導を行なっていきます。

### （3）公共施設の整備方針

#### ア 道路

景観は、町を見晴らすことのできる足元の道路から始まっています。その道路は、自動車をはじめ歩行者、自転車、沿道利用者の駐停車等、様々な利用されます。このため道路の性格や機能を見直し、利用者が個性、親しみ、安心、安全、美しさなどを感じられるようなデザインを工夫していきます。

特に町部の道路では、自動車以上に歩行者に対する配慮、景観や沿道環境への配慮も大切です。このため、沿道住民等の理解、協力を得て交通ネットワークの見直し等を行ない、各道路に求められる機能にふさわしい空間をもつ道路整備を進めていきます。

#### イ 歩道

超高齢化社会を迎え、高齢者はもとより障害をもつ方や子供なども移動が容易なユニバーサルデザインの視点をもった徒歩空間の確保が必要です。そのため歩道は、幅員や段差、勾配、舗装などのデザインを工夫するとともに、「美しい国づくり施策

大綱」が掲げている具体的施策の一つである「電線類の地中化」に取り組み、歩行者に安全性、快適性を提供できる景観をもつ人に優しい歩道整備を進めていきます。

#### ウ 水路

町内を放射状に流れる水路は、松川用水が源になっています。湧水に恵まれなかったため、古くから地域と深い関わりをもちながら人々の生活に大きな利便をもたらしてきました。しかし、今ではほとんどがコンクリート製の水路に代わっています。水路は、生活に潤いを与える貴重な要素の一つであり、住まいづくり・まちづくりに反映すべき大切な要素でもあります。地域住民の要望等を把握し、水路の機能に支障のない範囲で、景観に調和した石積み水路の復活に努めていきます。

#### エ 建築物

公共の建築物は、地域住民と大きなかかわりをもっています。このため、形態・意匠、色彩等仕上げのデザインだけでなく、配置や材料・素材、緑化等に十分配慮し、周辺の景観と調和した文化性の高い、親しみのもてる施設の整備に努めていきます。

### 3. 良好な景観育成のための行為の制限（法第8条第2項第3号関係）

#### (1) 条例で定める届出対象行為

景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める届出対象行為は、次のとおりとします。

ア 土地の形質の変更（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を除く。）

イ 屋外における物品の集積又は貯蔵

#### (2) 景観形成基準

景観計画区域内の景観形成重点地区及び景観形成重点地区以外の地区の景観形成基準は、次のとおりとします。

#### (景観形成重点地区)

区 分	景 観 形 成 基 準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<p>(形態意匠) 屋根は勾配屋根とする。(瓦葺きの切妻型が望ましい。) 壁面の構成は、集落の特徴を生かしたものとする。</p> <p>(色 彩) 屋根は黒又は濃灰色を基調とし、原色は認めない。外壁及び建築物の外回りの建具類は茶色系の彩度の低い色若しくは無彩色とする。</p> <p>(高さ、規模) 2階建て以下とする。規模は、第1種低層住居専用地域の基準に準ずるものとする。</p> <p>(壁面位置) 道路境界から1.8m、隣地境界から1.2m以上後退し、建築物を建てる。</p> <p>(敷地面積の最低限度) 300㎡とする。</p> <p>(敷地内緑化) 敷地面積の15%以上の緑地面積を確保し、道路に面する側を重点に、中高木・花等により緑化なければならない。</p>

<p>附属建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p>	<p>(形態意匠) 屋根は勾配屋根とする。壁面の構成は、集落の特徴を生かしたものとする。  (色 彩) 屋根は黒又は濃灰色を基調とし、原色は認めない。壁面は茶色系の彩度の低い色若しくは無彩色とする。  (高 さ) 2階建て以下とする。  (壁面位置) 道路境界から1.8m、隣地境界から1.2m以上後退し、建築物を建てる。</p>
<p>工作物(門、垣根、柵、塀)の新設、増設、改修若しくは移転、外観を変更する修繕</p>	<p>(形態意匠) 門及び塀は、地区の伝統的な景観の現状に整合する場合は認めるものとする。やむを得ず石塀その他これに類するものを設置する場合は、道路境界線から1.2m以上後退し、高さが1.2m以下で、かつ、その道路側に植樹帯を設け、植栽を施し、周囲の景観と調和を図るものとする。</p>
<p>その他工作物の新設、増設、改修若しくは移転、外観を変更する修繕</p>	<p>(形態意匠) 簡素な形態意匠とし、光沢のあるものは避ける。  (色 彩) 周囲の景観に馴染む色合いの彩度の低い色とする。  (高 さ) 周囲の景観に威圧感、圧迫感を与えない高さとする。  (位 置) 電気供給、電気通信その他これらに類する工作物で、その高さが20mを超えるものは、できる限り公共空間から目立たない位置に設置すること。  (敷地内緑化) 周囲の景観に配慮し、道路に面する側を重点に、中高木・花等により緑化なければならない。</p>
<p>屋外における物件の集積又は貯蔵</p>	<p>(規 模) 高さは2.5m以下とし、面積は100㎡を超えてはならない。(但し、農業その他事業を営むために行なう行為にあっては、面積要件はこの限りでない)  (緑 化) 敷地外周部に植栽を施し、周囲の景観と調和を図ること。  (位 置) 原則として、道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積又は貯蔵すること。  (期 間) 30日を超えて継続してはならない。但し、農業その他事業を営むために行なう行為にあっては、この限りでない。</p>
<p>土地の形質の変更</p>	<p>(変更後の土地の形状) 造成等に係る擁壁や法面は、必要最小限度とすること。  (緑 化) 法面が生じる場合は、緑化等により周辺の景観と調和を図ること。</p>

(経過措置)

1. 新小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例施行前に、景観形成重点地区内の土地について所有権等を有し、かつ、その土地に住宅、店舗又は店舗併用住宅及びこれらの附属建築物の所有権等を有する者が、新小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例施行

後に住宅、店舗又は店舗併用住宅及びこれらの附属建築物の増築又は改築を行なう場合にあっては、建ぺい率、容積率については、従前の例による。また、形態意匠、高さ、敷地面積の最低限度についても上記の景観形成基準は適用しない。ただし、住宅、店舗又は店舗併用住宅及びこれらの附属建築物の建替えに際しては、形態意匠、色彩、高さについては、上記の景観形成基準を適用する。

2. 小布施町景観条例施行前に、景観形成重点地区内の土地について所有権等を有し、かつ、その土地に工場、作業所又はこれに類する建築物の所有権等を有する者が、小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例施行後に工場、作業所又はこれに類する建築物の増築、改築若しくは建替えを行なう場合にあっては、建ぺい率、容積率については、従前の例による。また形態意匠、敷地面積の最低限度についても上記の景観形成基準は適用しない。

### (景観形成重点地区以外の地区)

長野県景観育成計画（平成 17 年 2 月 22 日公表・平成 18 年 4 月 1 日発効）第 2 編長野県景観計画の第 1 章の 3 の（2）の「規制又は措置の基準」のアの別表 2 中、3「都市地域の基準」を準用するものとする。

#### (3) 景観重要建造物の指定の方針（法第 8 条第 2 項第 4 号関係）

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している当該建造物の敷地、その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、かつ、地域の良好な景観形成に重要であるものを、景観重要建造物として指定していきます。

#### (4) 景観重要樹木の指定の方針（法第 8 条第 2 項第 4 号関係）

地域の自然、歴史、文化等からみて、樹木様態が景観上の特徴を有しており、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見され、かつ、地域の良好な景観形成に重要であるものを、景観重要樹木として指定していきます。

#### (5) 屋外広告物の表示等の制限に関する事項（法第 8 条第 2 項第 5 号関係）

屋外広告物や看板は、歩行者や運転者に情報を提供する機能を有しており、また、商業地などでは賑わいを演出し、街並みに活気を与える要素となります。しかしその反面、無秩序に、煩雑に、また過剰に設置される場合もあり、それによって景観が乱されるなど、景観の良否を左右する重要な要素ともなっています。

このようなことから、良好な地域景観育成のため、屋外広告物の表示等についての景観計画区域内の景観形成重点地区及び景観形成重点地区以外の地区の景観形成基準は、次のとおりとします。

### (景観形成重点地区)

区 分	景 観 形 成 基 準
広告塔、広告板その他広告物の形態意匠、色彩、	(設置数) 広告塔、広告板の設置数は、1 企業（1 商店）道路に面して 1 基までとし、自己企業以外のは認めない。

<p>大きさ、表示の方法</p>	<p>(形態意匠) 周囲の景観に美しく調和する形態とする。</p> <p>(色 彩) 茶色系の彩度の低い色若しくは無彩色とする。(原色の使用はアクセントカラーにとどめる。) 動光・点滅を伴うものは設置してはならない。企業のテーマカラーについても、原色のもの等周辺景観に不調和なものは、原則として設置しない。</p> <p>(大 き さ) 独立看板は、原則として地上より 5 m 以内、大きさは 3.3 m<sup>2</sup> 以内とする。</p> <p>(表示の方法) 袖看板は、軒先から露出する部分は外壁から 1 m 以内とする。</p>
------------------	--

### (景観形成重点地区以外の地区)

長野県景観育成計画（平成 17 年 2 月 22 日公表・平成 18 年 4 月 1 日発効）第 2 編長野県景観計画の第 1 章の 3 の（2）の「規制又は措置の基準」のアの別表 2 中、3「都市地域の基準」を準用するものとする。

#### (6) 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 5 号関係）

北斎館や高井鴻山記念館などの文化施設や商業施設が集積する町の中心部を南北に縦貫する国道 403 号、町の主要な玄関口の長野電鉄小布施駅前から県道豊野南志賀公園線に至る県道村山小布施停車場線、県道豊野南志賀公園線、町道 586 号線、町道 605 号線を景観重要公共施設（景観重要道路）と位置付け、歩道の整備、無電柱化を進めます。

## 2. その他の事項

### (1) 優良な景観建築物等の認定

個人若しくは法人が新たに整備した建造物であって、地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建築物等（これと一体となって良好な景観を形成している当該建築物等の敷地、その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、かつ、地域の良好な景観の形成に資するものであると町長が認めるものを「優良な景観建築物等」として認定していきます。

### (2) 自主的な地域づくり・景観づくり団体の活動への支援措置等

景観法に基づく「景観協定」を結び、自主的に良好な生活環境や景観づくりを行なおうとする自治会等を景観法第 11 条第 2 項の規定に基づく提案団体として認定するとともに、地域づくり等に関する情報提供、資料集収、研修機会の確保などの支援を行なっていきます。また、良好な景観づくり活動を行う団体に対しても情報提供、資料集収、研修機会の確保などの支援を行なっていきます。

### (3) 表彰、助成

良好な景観づくりに著しく寄与していると認める者、自治会、景観づくり活動団体等を表彰していきます。また、良好な景観づくりのために行なった建築物等の建築等の行為に要した費用の一部について、助成をしていきます。

## 環境デザイン協力基準（住まい及び町並みづくりの協力基準）

### 1. 環境デザイン協力基準の目的等

環境デザイン協力基準は、快適で美しく、皆が愛し誇れる小布施町を創造していくために、住まいや町並みづくりの指針として策定されたもので、歴史的な個性、特徴などを継承することをねらいに置いていますが、住まいや町並みづくりに対する積極的な新しい発想、取り組みを拒否しているものではありません。

しかし、近年の新技术の開発や氾濫する情報の中から小布施の特性に合うものを見極めて、建築物の「内側は個人のもの、外側はみんなのもの」という節度を守ることが基本です。すなわち、新しい発想のデザイン（形態意匠）についても、個々の建築物の内側デザインや利用形態は自由であっても、外側のデザインは周辺的环境との調和に十分配慮する必要があります。

### 2. 環境デザイン協力基準

#### (1) 敷地及び配置

(共通事項)

- 各集落のもつ家々の配置の形態を大切にする。
- 南の陽光や北風を大切にする。
- 敷地の広さは、各集落の形態に合った広さを確保する。
- 敷地内の植栽を大切にし、特に古木を切らない。
- 建物や生け垣は、道路境界、隣地境界から 1.2m以上離す。

#### ■ 町部の家

- ・木造、大壁（真壁）式で、黒っぽい色、濃灰色（銀ねず）の日本瓦葺きで町並みの連続感を大切にする。
- ・配置を工夫して緑化に努める。
- ・隣棟との間隔を十分にとるよう、かつ、表通りの外観、出入口等に注意したい。

#### ■ 農村部の家

- ・広い中庭をもつ集落形態を大切にする。
- ・土蔵、物置、作業スペースを考えゆとりのある敷地とし、生活ゾーンと生産ゾーンを合理的に独立させる。
- ・屋敷畑との関係を大切にする。
- ・古い通り門や土蔵は保存に努める。

#### ■ 新しい住宅地の家

- ・ゆとりある敷地を確保する。
- ・植栽や花壇の広さを確保する。

- ・門、塀は、みんなのものとして調和を図る。

## (2) 建物の高さ等

### (共通事項)

- 道路寄りの建物の高さに注意する。
- 道路の幅員、道路からの離れ、建物の高さのバランスを大切にする。
- 隣家の日当たり及びプライバシーに配慮する。

### ■町部の家

- ・一般的に2階建て以下とする。3階建て以上とする場合でも、道路に面する部分は1～2階程度とし、3階以上は一定の距離以上後退するよう心がける。
- ・軒の高さ、庇の出などは古い伝統的な「まち屋」に合わせる。

### ■農村部の家

- ・2階建て以下とし、特に集落形態を壊さないように注意する。
- ・屋根勾配、軒の高さ、庇の出などは、周辺の古い建築物に合わせる。

## (3) 屋根、壁、色彩

### (共通事項)

- ・屋根は日本瓦（棧瓦）、切妻型を基本とする。寄せ棟型や入母屋型であっても、周辺の家並みと美しく調和している場合は構わない。
- ・屋根の色は黒又は濃灰色を基調とし、原色は避ける。
- ・屋根勾配は4寸5分から6寸を標準とする。軒のでは900mmを標準とし、壁を保護する。
- ・壁面の構成は集落の特徴を生かしたものとする。
- ・外壁は砂壁、じゅらく壁風リシン、しっくい風プラスター等を基本とする。
- ・壁、建具類は茶色系の彩度の低い色か、無彩色を基調とした色とする。工場生産品（金属系製品、タイル等）の使用にあたっては景観に配慮し、色、質感に注意する。

### ■町部の家

- ・伝統的な特徴のある形式については、可能な限り現状を維持する。土蔵造りの土壁、砂壁などの歴史性を良く表している建物などは保存するように心がける。
- ・道路寄りの壁面線は、町並みに合わせる。

### ■農村部の家

- ・伝統的、地域的な特徴ある形態、材質などを保存する。保存不可の場合は、形態を考慮し、家並みに合った材質で改修する。

### ■新しい住宅地の家

- ・一つの街区として考え、新しい町並みを創生することが好ましい。

## (4) 生け垣・植栽・花

(共通事項)

○生け垣

- ・地域に合った樹種の生け垣を普及させる。

○植栽

- ・境界からの空間が広い所は、外、内、より楽しめる高木を植える。
- ・花、実、紅葉（花の匂いも含む）等、四季を通じて楽しめる木を大切にする。

■町部の家

- ・敷地内を緑化する。ただし、伝統的な地区では、緑化により町並みの形態が崩れないよう配慮する。

■農村部の家

- ・敷地内の緑化にあたっては、栗の木や果樹などの植栽に努める。
- ・家の周囲は生け垣で囲う。

(5) 道路沿いの工作物

■土蔵、門、塀など

- ・伝統的な仕上げや形態をできる限り保存する。また、修復するときには伝統的な形態とする。
- ・通り門については機能を生かし、地域の文化を象徴する形態で保存する。

■ 広告物、看板、塔など（街灯も含む）

- ・デザイン、色、素材、大きさが周辺環境に不調和なものは避ける。
- ・標識（公共性の強いもの）以外の商業的看板などについては、壁面からの「飛び出し型」や屋根の上に突き出した看板などは避ける。

(6) 車庫・駐車場

- ・植栽や塀など町並みに配慮し、出入口は歩行者の安全に注意する。
- ・個人所有ではなく、隣地との共有などにし、大勢が共有できる半公共的なスペースにしたい。
- ・駐車場の周囲を緑化する。
- ・表通りの車庫は町並みの連続性を損なわないよう工法、材質（プレハブ、鉄骨製、シャッター等は避ける。）に注意する。

(7) 自動販売機

(共通事項)

○道路に面して直接設置しないよう心がける。

○表に設置するときは、商品ボックスが見えないように工夫する。

■町部

- ・景観に配慮し、木製目隠しや格子を設ける。